

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和 3 年 7 月から「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和 8 年 7 月 10 日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております（別紙「令和 8 年 7 月 10 日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

当該実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- ▶ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- ▶ 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- ▶ 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- ▶ 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- ▶ 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象一覧

都道府県	業務センターの現名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以後)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵便先住所は、令和8年4月現在の郵便先住所のため、同年7月10日以後の郵便先住所は、同年7月10日以後の国税庁ホームページでご確認ください。	内部事務のセンター化の対象		
				令和8年4月現在	令和8年7月10日以後	
札幌国税局	北海道	札幌国税局業務センター	札幌国税局 札幌業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター	札幌中、札幌西、小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、浦河	札幌中、札幌北、札幌南、札幌西、札幌東、 小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、浦河
		札幌国税局業務センター 函館分室	札幌国税局 函館業務センター	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター-函館分室	函館、室蘭、八雲、江差、倶知安	函館、室蘭、八雲、江差、倶知安
		札幌国税局業務センター 旭川分室	札幌国税局 旭川業務センター	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 /旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター-旭川分室	旭川中、旭川東、北見、網走、留萌 稚内、紋別、名寄、深川、富良野	旭川中、旭川東、北見、網走、留萌 稚内、紋別、名寄、深川、富良野
		札幌国税局業務センター 帯広分室	札幌国税局 帯広業務センター	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター-帯広分室	釧路、帯広、根室、十勝池田	釧路、帯広、根室、十勝池田
仙台国税局	宮城県	仙台国税局業務センター	仙台国税局 仙台業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台国税局業務センター	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塩釜 古川、気仙沼、大河原、築館、佐賀	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塩釜 古川、気仙沼、大河原、築館、佐賀
					-	米沢、鶴岡、酒田、新庄、長井
	山形県	仙台国税局業務センター 山形分室	仙台国税局 山形業務センター	〒990-8601 山形市大寺町1番23号 仙台国税局業務センター-山形分室	山形、寒河江、村山	山形、寒河江、村山
					-	-
	岩手県	仙台国税局業務センター 盛岡分室	仙台国税局 盛岡業務センター	〒020-0866 盛岡市本宮2丁目1番3号 仙台国税局業務センター-盛岡分室	盛岡、古川、水沢、花巻、久慈、釜石、二戸	盛岡、古川、水沢、花巻、 久慈、二戸、釜石、二戸
青森県	青森、弘前、黒石				青森、弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	
秋田県	仙台国税局業務センター 福島分室	仙台国税局 福島業務センター	〒960-8509 福島市深合町16番6号 仙台国税局業務センター-福島分室	秋田南、秋田北、大曲	秋田南、秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	
福島県				福島、郡山、二本松	福島、会津若松、郡山、いわき、白河 須賀川、喜多方、相馬、二本松、田島	
関東信越国税局	埼玉県	関東信越国税局業務センター	関東信越国税局 さいたま新都心業務センター	〒330-9587 関東信越国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	浦和、大宮、春日部、上尾	浦和、大宮、春日部、上尾
	茨城県	関東信越国税局業務センター つくば分室	関東信越国税局 つくば業務センター	〒305-8530 関東信越国税局業務センター-つくば分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	水戸、日立、土浦、太田	水戸、日立、土浦、太田
	栃木県	関東信越国税局業務センター 栃木分室	関東信越国税局 栃木業務センター	〒328-8587 関東信越国税局業務センター-栃木分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	足利、栃木、佐野、鹿沼	宇都宮、足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、太田原、茂木
	群馬県	関東信越国税局業務センター 前橋分室	関東信越国税局 前橋業務センター	〒371-8587 関東信越国税局業務センター-前橋分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	前橋、高崎、桐生、沼田、藤岡、富岡、中之条
	新潟県	関東信越国税局業務センター 新潟分室	関東信越国税局 新潟業務センター	〒951-8625 関東信越国税局業務センター-新潟分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	新潟、新津、巻、新発田、十日町、村上、佐渡	新潟、新津、巻、長岡、三条、柏崎 新発田、小千谷、十日町、村上、佐渡
	長野県	関東信越国税局業務センター 佐久分室	関東信越国税局 佐久業務センター	〒385-8622 関東信越国税局業務センター-佐久分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）。	長野、上田、信濃中野、佐久	長野、上田、信濃中野、佐久
	茨城県	関東信越国税局 北浦和業務センター	関東信越国税局 北浦和業務センター	令和8年7月10日から開設するセンターです。 郵便先住所等の詳細については、令和8年7月10日以後、国税庁ホームページにてご確認ください。	-	古河、下館、豊後崎、淵上
	群馬県				伊勢崎、館林	
	埼玉県				川越、熊谷、川口、西川口、行田 秩父、所沢、本庄、東松山、蓮谷、鶴巻	
	新潟県				米倉山、高田	
長野県	松本、飯田、諏訪、伊那、大町、木曽					
長野県	-					

※ 下線太字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	部署府県	業務センターの現名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以降)	書簡で申請書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵便先住所は、令和8年4月現在の郵便先であつたため、同年7月10日以降の郵便先住所は、同年7月1日以降の届出住所ホームページにてご確認ください。	内部事務のセンター化の対象署	
					令和8年4月現在	令和8年7月10日以降
東京国税局	東京都	東京国税局業務センター	東京国税局 東京上野業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター	小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、江戸川北、江戸川南	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所 向島、江東西、江東東、江戸川北、江戸川南
		東京国税局業務センター 江東東分室	(東京国税局 東京上野業務センターに統合)	令和8年7月10日、東京国税局東京上野業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局東京上野業務センターとなります。 〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター-江東東分室	江東西、江東東	-
		東京国税局業務センター 大手町分室	東京国税局 大手町業務センター	〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター-大手町分室	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、大塚 雪谷、蒲田、中野、杉並、荏荏、王子、板橋、練馬東、練馬西	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿 窪塚、目黒、大塚、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、五川、渋谷、中野 杉並、荏荏、豊島、王子、板橋、練馬東、練馬西、立川、栗村山
		東京国税局業務センター 渋谷分室	(東京国税局 大手町業務センターに統合)	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。 〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター-渋谷分室	渋谷	-
		東京国税局業務センター 麹町分室	東京国税局 麹町業務センター	〒124-8705 葛飾区立石8丁目31番6号 東京国税局業務センター-麹町分室	荒川、足立、西新井、葛飾	荒川、足立、西新井、葛飾
		東京国税局業務センター 武蔵府中分室	東京国税局 武蔵府中業務センター	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター-武蔵府中分室	八王子、青梅、武蔵府中、町田、日野	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中 町田、日野、練、相模原、厚木、大塚
	山梨県	東京国税局業務センター 甲府分室	東京国税局 甲府業務センター	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター-甲府分室	甲府、山梨、大月、秩父	甲府、山梨、大月、秩父
	神奈川県	東京国税局業務センター 横浜南分室	東京国税局 横浜南業務センター	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター-横浜南分室	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、戸塚	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、戸塚、鶴見西
		東京国税局業務センター 川崎南分室	東京国税局 川崎南業務センター	〒210-8606 川崎市川崎区堀町3番18 東京国税局業務センター-川崎南分室	川崎南、川崎北、川崎西	川崎南、川崎北、川崎西
	千葉県	東京国税局業務センター 平塚分室	東京国税局 平塚業務センター	〒254-8534 平塚市浅間町9番1号 東京国税局業務センター-平塚分室	平塚、鎌倉、藤沢、小田原	平塚、鎌倉、藤沢、小田原
東京国税局業務センター 千葉西分室		東京国税局 千葉西業務センター	〒262-8507 千葉市花見川区友石町1丁目520番地 東京国税局業務センター-千葉西分室	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、佐原、茂原、成田、東金	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、松戸、佐原、茂原、成田、東金、銚	
金沢国税局	石川県		〒920-8526 金沢国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です)。	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢、七尾、小松、輪島、松任	
	富山県	金沢南税務業務センター	金沢国税局 業務センター	令和8年7月10日以降の郵送先は、金沢国税局業務センターとなります。 (富山県内の対象署) 〒930-8606 金沢国税局業務センター-富山事務室 ※1 郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です)。 ※2 郵送先等の詳細については、届出住所ホームページにてご確認ください。	富山、高岡、魚津、砺波	富山、高岡、魚津、砺波
	福井県	金沢国税局業務センター 福井分室	(金沢国税局 業務センターに統合)	令和8年7月10日、金沢国税局業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、金沢国税局業務センターとなります。 〒910-8529 金沢国税局業務センター-福井分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です)。	福井、大野	福井、敦賀、武生、小浜、大野、三国

※ 下線太字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象番一覧

都道府県	業務センターの現名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵便先住所は、令和8年4月現在の郵便先であるため、同年7月10日以降の郵送先住所は、同年7月1日以後の国庫庁ホームページをご確認ください。	内務事務のセンター化の対象番		
				令和8年4月現在	令和8年7月10日以降	
名古屋国税局	愛知県	名古屋国税局業務センター	名古屋国税局 名古屋業務センター ※ 郵便番号と名称をご確認ください(住所の記載は不要です)。	名古屋東、名古屋中	千種、名古屋東、名古屋中、豊田、二宮、津島	
	岐阜県			岐阜北、岐阜南、大垣	岐阜北、岐阜南、大垣	
	愛知県	名古屋国税局業務センター 豊橋分室	名古屋国税局 豊橋業務センター	〒440-8535 豊橋市大岡町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室	豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城
		名古屋国税局業務センター 刈谷分室	名古屋国税局 刈谷業務センター	〒448-8522 刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎 名古屋国税局業務センター刈谷分室	刈谷、豊田	刈谷、刈谷、豊田
		名古屋国税局業務センター 額田分室	名古屋国税局 額田業務センター	〒456-8570 名古屋市熱田区花表町7番17号 名古屋国税局業務センター額田分室	額田、中川	名古屋東、名古屋中村、額田、中川、半田
	岐阜県	-	名古屋国税局 小牧業務センター	令和8年7月10日から開設するセンターです。 郵便先住所等の詳細については、令和8年7月1日以後、国庫庁ホームページにてご確認ください。	-	名古屋北、小牧
		名古屋国税局業務センター 多治見分室	名古屋国税局 多治見業務センター	〒507-8710 多治見市白山町1丁目209番地 名古屋国税局業務センター多治見分室	尾張瀬戸	尾張瀬戸
		三重県	名古屋国税局業務センター 津分室	名古屋国税局 津業務センター	〒514-8544 津市梅岡2丁目99番地 名古屋国税局業務センター津分室	高山、多治見、関、中津川
	静岡県	名古屋国税局業務センター 清水分室	名古屋国税局 清水業務センター	〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室	津、伊勢、松原、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	津、四日市、伊勢、松原、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲
		名古屋国税局業務センター 浜松西分室	名古屋国税局 浜松西業務センター	〒430-8564 浜松市中央区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室	清水、藤枝	静岡、清水、藤枝
名古屋国税局業務センター 沼津分室		名古屋国税局 沼津業務センター	〒410-8553 沼津市市場町9番1号 沼津合同庁舎 名古屋国税局業務センター沼津分室	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	
大府国税局	滋賀県	-	大阪国税局 大津業務センター	令和8年7月10日から開設するセンターです。 郵便先住所等の詳細については、令和8年7月1日以後、国庫庁ホームページにてご確認ください。	-	沼津、熱海、三島、富士、下田
	大阪府	大阪国税局業務センター	大阪国税局 東淀川業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター	沼津、熱海、三島、富士、下田	大津、彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、金津
		-	大阪国税局 城東業務センター	令和8年7月10日から開設するセンターです。 郵便先住所等の詳細については、令和8年7月1日以後、国庫庁ホームページにてご確認ください。	大府福島、浪速、西淀川、東成、東淀川、北、大淀	大阪福島、天王寺、浪速、西淀川、東成 生野、野島敷、東淀川、北、大淀
		大阪国税局業務センター 大手前分室	大阪国税局 大手前業務センター	〒540-8542 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 大阪国税局業務センター大手前分室	大府福島、浪速、西淀川、東成、東淀川、北、大淀	城、城東、枚方、門真、東大淀
	兵庫県	大阪国税局業務センター 神戸分室	大阪国税局 神戸業務センター	〒540-8543 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 大阪国税局業務センター大手前分室	西、港、住吉、東住吉、西成、東、南	西、港、住吉、東住吉、西成、東、南、豊能、豊田、東本
		大阪国税局業務センター 阪神分室	大阪国税局 阪神業務センター	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートランド出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室	洋和田、泉大津、泉佐野、富田林	堺、岸和田、泉大津、八尾、泉佐野、富田林
		大阪国税局業務センター 阪神分室	大阪国税局 阪神業務センター	〒661-8522 尼崎市若玉寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	灘、兵庫、長田、須磨、神戸	灘、兵庫、長田、須磨、神戸
	京都府	大阪国税局業務センター 阪神分室	大阪国税局 阪神業務センター	〒661-8523 尼崎市若玉寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、嵯峨	上京、左京、中京、東山、下京、右京、伏見 福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、嵯峨
					〒661-8521 尼崎市若玉寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、嵯峨
	奈良県	大阪国税局業務センター 阪神分室	大阪国税局 阪神業務センター	〒661-8524 尼崎市若玉寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	奈良、鳥取、桜井、吉野	奈良、鳥取、桜井、吉野
和歌山県	大阪国税局業務センター 阪神分室	大阪国税局 阪神業務センター	〒661-8525 尼崎市若玉寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	

※ 上欄太字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以降)	番地で申告書等を提出する場合の郵便先住所 ※上記郵便先住所は、令和8年4月現在と相違ありません。旧年7月10日以後 の郵便先住所は、旧年7月1日以前の郵便先住所ページにてご確認ください。	内部事務のセンター化の対象署	
					令和8年4月現在	令和8年7月10日以降
広島国税局	広島県	広島国税局業務センター	広島国税局 広島業務センター	〒733-8689 広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島国税局業務センター	広島東、広島南、広島西、竹原、西条、海田、吉田	広島東、広島南、広島西、 広島北、呉、竹原、三原 尾道、福山、府中、三波、庄原、西条、廿日市、海田、吉田
	鳥取県	広島国税局業務センター 岡山東分室	広島国税局 岡山東業務センター	〒700-8689 岡山市北区天神町3番23号 広島国税局業務センター岡山東分室	-	鳥取、米子、倉吉
	岡山県	広島国税局業務センター 岡山西分室	広島国税局 岡山西業務センター	〒700-8681 岡山市北区伊福町4丁目5番38号 広島国税局業務センター岡山西分室	岡山東、西大寺、笠岡	岡山東、西大寺、 児島、倉敷、玉島、竹岡
	鳥取県	広島国税局業務センター 出雲分室	広島国税局 出雲業務センター	〒693-8689 出雲甲陽治番行町13番地3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室	岡山西、瀬戸、津山、玉野、高梁、新見、久世	岡山西、瀬戸、津山、玉野、高梁、新見、久世
	山口県	広島国税局業務センター 防府分室	広島国税局 防府業務センター	〒747-8533 防府市原町6番39号 防府地方合同庁舎 広島国税局業務センター防府分室	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	松江、浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷
	山口県	-	高松国税局 徳島業務センター	令和8年7月10日から開始するセンターです。 郵便先住所等の詳細については、令和8年7月1日以降、郵便先住所ページにてご確認ください。	-	徳島、鳴門、阿南、川島、錦町、池田
高松国税局	徳島県	-	-	-	川島、錦町、池田	-
	香川県	高松国税局業務センター	高松国税局 高松業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター	高松、坂出、長尾、土庄	高松、 丸龜 、坂出、 観音寺 、長尾、土庄
	愛媛県	高松国税局業務センター 松山分室	高松国税局 松山業務センター	〒790-8579 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 高松国税局業務センター松山分室	今治、新居浜、伊予三島	今治、 宇和島、八幡浜 、新居浜、大洲、伊予三島
	高知県	高松国税局業務センター 高知分室	高松国税局 高知業務センター	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よこい吹部合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室	松山、伊予西条	松山、伊予西条
高知県	高松国税局業務センター 高知分室	高松国税局 高知業務センター	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よこい吹部合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野	

※ 下線太字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

○令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象者一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵送先住所は、令和8年4月現在の郵便先であるため、同年7月10日以降の郵便先住所は、同表7月10日以降の欄の住所へ変更してください。	内部事務のセンター化の対象者	
					令和8年4月現在	令和8年7月10日以降
福岡国税局	福岡県	福岡国税局業務センター	福岡国税局業務センター	令和8年7月10日、福岡県豊前市に移転します。 同日以降の郵便先住所等の詳細については、令和8年7月10日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒810-8574 福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡国税局内 福岡国税局業務センター	博多、福岡、飯塚	門司、若松、小倉、八幡、博多、直隼、福岡、西直間、大牟田、久留米、田方、飯塚、田川、耳本、八女、大川、行橋、筑紫
	佐賀県				-	佐賀、唐津、鳥栖、伊万里、武雄
	長門県				-	長門、佐世保、唐津、諫早、横江、平戸、香峰、飯塚
	福岡県	福岡国税局業務センター小倉分室	(福岡国税局業務センターに統合)	令和8年7月10日、福岡国税局業務センターに統合します。 同日以降の郵便先住所等の詳細については、令和8年7月10日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 小倉税務署内 福岡国税局業務センター小倉分室	門司、小倉、八幡	-
	佐賀県	福岡国税局業務センター春日分室	(福岡国税局業務センターに統合)		香松、大牟田、田方、田川、甘木、八女、大川、行橋、筑紫	-
	長門県	福岡国税局業務センター長門分室	(福岡国税局業務センターに統合)		令和8年7月10日、福岡国税局業務センターに統合します。 同日以降の郵便先住所等の詳細については、令和8年7月10日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒816-8616 春日市春日公園6丁目1番地6 福岡国税局春日分室 福岡国税局業務センター春日分室	佐賀、唐津、鳥栖、伊万里、武雄
佐世保、平戸、香峰、飯塚						-
福岡県	福岡国税局業務センター長門分室	(福岡国税局業務センターに統合)	令和8年7月10日、福岡国税局業務センターに統合します。 同日以降の郵便先住所等の詳細については、令和8年7月10日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒850-8517 長門市松が枝町6番26号 長門税務署内 福岡国税局業務センター長門分室	長門、鳥栖、諫早、横江	-	
熊本国税局	熊本県	熊本国税局業務センター	熊本国税局業務センター	〒852-8721 熊本赤区東木町16番28号 熊本国税局業務センター	熊本西、熊本東、八代、人吉、五木、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉、五木、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇
	大分県				大分、中津、日田、佐伯、宇佐	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重
	宮崎県				宮崎、延岡、日南、小林	宮崎、豊後、延岡、日南、小林、直隼
	鹿児島県				鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅
沖縄国税事務所	沖縄県	沖縄国税事務所業務センター	沖縄国税事務所業務センター	〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎 沖縄国税事務所業務センター	那覇、北那覇、名護、沖縄	那覇、宮古島、石垣、北那覇、名護、沖縄

※ 上欄太字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。

申告書等用紙が必要な方へのお願い

国税庁では、オンライン手続等のより一層の利用拡大に向け、令和8年6月から税務署における申告書等用紙の備付け(用紙コーナー設置)を行わないこととしましたので、申告書等用紙が必要な場合は、税務署窓口までお申し付けください。

なお、税務署にお越しにならなくても、国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機(有料)から印刷することができます。

また、順次多くの申告書等の様式が新しくなり、国税庁ホームページに掲載されますので、申告書等を提出する際は、最新の様式を使用させていただきようお願いいたします。

次の二次元コードから自宅等で各種申告書等用紙の印刷ができます

申告所得税関係

- ◆ 所得税の申告書
- ◆ 収支内訳書・青色申告決算書
- ◆ 住宅借入金等特別控除関係



- ◆ 個人事業の開業・廃業等届出書



- ◆ 所得税の青色申告承認申請書



- ◆ 青色事業専従者給与に関する届出書



源泉所得税・法定調書関係

- ◆ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書



- ◆ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書



- ◆ 年末調整関係(源泉徴収簿・扶養控除等申告書など)



- ◆ 給与所得の源泉徴収票
- ◆ 各種支払調書



法人税・消費税関係

- ◆ 法人税の申告書
- ◆ 各種届出書・申請書



- ◆ 消費税の申告書
- ◆ 消費税の各種届出書・申請書
- ◆ インボイス登録に係る各種届出書・申請書



猶予制度関係

- ◆ 換価の猶予申請書・添付書類



上記以外の税目

- ◆ 上記以外の税目については、「税務手続の案内」をご利用ください。



- セブン-イレブン、ファミリーマート・ポプラグループ・ミニストップ・ローソンのマルチコピー機から主な申告書・届出書の印刷ができます。
※印刷費用が必要(白黒20円、カラー60円/ページ)



国税に関するご相談について

国税に関するご質問は、国税庁ホームページ「タックスアンサー」や「チャットボット」のほか、e-Tax ホームページ「ヘルプデスク FAQ 上位 70」をご利用ください。

国税庁ホームページ等で調べる

- ◇申告(納税)に関する情報
- ◇タックスアンサー(よくある税の質問)
- ◇個人の方の国税に関する相談に AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示するチャットボット(ふたば)
- ◇ヘルプデスク FAQ 上位 70(e-Tax・作成コーナーヘルプデスクに実際にお問い合わせがあった上位 70 の FAQ)

スマートフォン等で右のコードからアクセスできます



タックスアンサー



税務職員ふたば



チャットボット

電話によるご相談

国税庁ホームページ等で解決しない場合には、電話相談センターをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル
0570-00-5901 (ナビダイヤル)

なお、国税相談専用ダイヤルにつながらない場合は、所轄税務署の代表電話番号へお掛けいただき、音声案内が流れますので「1」番を選択していただくと、電話相談センターにつながります。

音声ガイダンスに従い相談する内容の番号を選択する

国税局の職員等がお受けします

※ 原則、管轄区域の国税局の電話相談センターにつながりますが、電話の混雑状況によっては他の国税局の電話相談センターにつながります。

国税システムの更改と e-Tax のメンテナンス時間のお知らせ

各国税局及び沖縄国税事務所においては、令和 8 年 9 月 24 日（木）に、国税システムの更改を予定しています。

つきましては、国税システムの更改に伴い、e-Tax のメンテナンスを以下の時間で実施します。

メンテナンス中は、e-Tax のご利用ができないため、ご注意ください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、国税庁ホームページにも、国税システム更改について掲載しています。

【国税システムの更改日】

令和 8 年 9 月 24 日（木）

【e-Tax のメンテナンス時間】

- ・ 令和 8 年 9 月 19 日（土）0 時～令和 8 年 9 月 24 日（木）8 時 30 分まで
- ・ 令和 8 年 9 月 26 日（土）0 時～24 時まで

【国税庁ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/>

